

東日本大震災以降の状況（総理大臣等の御発言等）

菅内閣総理大臣記者会見（平成 23 年 4 月 1 日）〈抜粋〉

今年度予算は既に一部の関連法案とともに成立をいたしております。しかし、この予算提案後に起きた「東日本大震災」を受けて、まず最優先すべきはこの震災に対して被災者の支援、更には復旧復興に向けての政策を最優先しなければなりません。そこで、成立した予算ではありますけれども、一部を執行停止して、そして、そうした大震災の被災者に充てるための補正予算の準備に入りたいと思っております。補正予算は復旧復興の段階に応じて何段階かで必要になると考えておまして、まず第一弾としてはがれきの処理、仮設住宅、更には雇用の確保、そして産業復旧の準備、こうしたことを第一弾として準備をしてまいりたい。今月中には第 1 次補正の中身をかためて、国会に提出をしていきたいと考えております。

片山総務大臣閣議後記者会見（平成 23 年 3 月 29 日）〈抜粋〉

今日は、閣議後の懇談会で、私の方から被災地への国家公務員の派遣について、総務省が担当していますので、各省に一層の御協力をお願いしまして、事務当局にそれを下ろしてもらおうようお願いしました。日常業務に支障がない範囲内であることではなくて、ある程度日常業務に支障が生じて、被災地の支援の方に職員をできる限り派遣するように協力してもらいたいということを申し上げました。

東日本大震災に関する決議（平成 23 年 4 月 22 日 衆議院本会議）〈抜粋〉

本院は、いまだ被災地において不自由な生活を強いられている多くの避難者の方々が一刻も早く安全な生活を送れるよう、さらに、被災された方々の生活再建、被災地の経済復興に向け、新たな立法措置も含めて、前例や省庁の壁にとらわれることなく、あらゆる必要な措置が早急に実施されるように全力で取り組む。

また、深刻な原子力災害に、全世界のあらゆる知見を活用して一刻も早い収束に向け全力で立ち向かう。

[中略]

特に次の事項について万全の対策を期す。

- 一 政府は、国の総力をあげて、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興を実現すること。

東日本大震災に関する決議に対する内閣総理大臣発言

（平成 23 年 4 月 22 日 衆議院本会議）〈抜粋〉

政府といたしましては、ただいまの院議の御趣旨を十分尊重し、引き続き、原子力発電所事故の収束に全力を尽くすとともに、災害対策全般の拡充と被災地の復旧復興対策の推進に向け、内閣を挙げて取り組んでまいります。

平成 23 年度における政策評価の実施について

〔本年度の政策評価の実施について、以下の内容で各府省官房長等あてに行政評価局長から通知を発出する方向で検討・調整中〕

○平成 23 年度の政策評価の実施に当たっては、東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状に鑑み、政策評価の実施が困難な施策については実施計画を変更し評価対象から外すなど、各行政機関においては、震災対応に支障が生じないよう、適切な対応に努められたいこと

○また、これまで検討・協議を進めてきた「目標管理型の政策評価」(注)の改善方策については、現下の各行政機関の状況等に鑑み、平成 23 年度においては試行的取組として行うこと

(注)「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

平成23年4月7日
行政刷新会議

平成23年における「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）の
取扱いについて

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）については、平成23年3月2日の第16回行政刷新会議において、今年から本格的に実施していくことを決定するとともに、平成23年における統一的なルールを決定したところである。

しかしながら、東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状にかんがみ、平成23年における行政事業レビューについては、以下のとおりの取扱いとする。

- 1 行動計画の作成、公開プロセスの実施及び行政事業レビューシート
の中間公表を要しない。
- 2 平成24年度予算概算要求時に行政事業レビューシートの作成・公
表を行うかどうかは、当面、各府省における震災への対応の状況を見
ながら、5月以降、判断する。

平成 23 年 4 月 7 日
行政刷新会議

特別会計制度改革に係る検討作業について

特別会計制度改革については、本年 1 月 20 日の第 15 回行政刷新会議において、来年の通常国会に関連法案の提出ができるよう検討を進めることとされ、このため、財務省を中心に、今春を目途に論点の整理を行った上で、具体的な方針を本年の半ばをめどにまとめることとしたところである。

しかしながら、東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状にかんがみ、特別会計制度改革に関する検討作業の進め方について以下のとおりとすることを了承することとする。

1. 財務省及び各省庁における特別会計制度改革に向けた作業は一時停止する。
2. 作業再開のタイミングについては、当面、各府省における震災への対応の状況を見ながら、改めて検討する。